

河内長野市

# 排水設備工事の手引き

排水設備工事指定業者用マニュアル

令和6年11月

河内長野市  
上下水道部 下水道課

# 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1. 排水設備工事の手順                         | 2  |
| 2. 設計図の作成                            | 6  |
| 3. 設計図の作成基準                          | 8  |
| 4. 設計図の作成例                           | 9  |
| 5. 排水管渠                              | 10 |
| 6. ますの設置                             | 12 |
| 7. 小口径ます                             | 13 |
| 8. 公共汚水ますと配水管との接続                    | 16 |
| 9. 改造工事の便槽処理その他                      | 16 |
| 10. 除害施設                             | 17 |
| I. 河内長野市下水道条例                        | 18 |
| II. 河内長野市排水設備工事指定業者<br>及び責任技術者に関する規程 | 20 |

# 1. 排水設備工事の手順

## (1) 排水設備等工事計画確認申請及び公共ます交換等申請書の提出

排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、工事着手日の5日前（工事着手日及び土日祝日等の閉庁日は日数に含めない。）までに、公共ますの状態を確認の上、必要な書類を添付した排水設備等工事計画確認申請及び公共ます交換等申請書（様式第1号）を提出して計画の確認を受けなければならない。なお、公共ます又は取付管に関する工事を行う場合は、あらかじめ市と協議し、その指示に従うこと。

## (2) 申請書の審査 ⇒ 確認書の交付

## (3) 設計変更

確認書の交付後、その確認を受けた事項を変更しようとする時は、あらかじめその変更について書面により届け出て確認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更（工事着手後において障害物等の関係で、この基準に合致した範囲でのます、配水管等の位置変更）は、事後承認でもよい。

## (4) 工事着手

### ①工事報告の義務

市の指示がある場合は、工事の進捗状況、その他、必要事項の報告をすること。

### ②現場管理の義務

指定業者は、責任技術者を置いて工事の監督を行わせ、技術上の指導は勿論のこと、工事現場の整理整頓に留意し、周辺住民に迷惑をかけないように現場管理を行うこと。

### ③写真確認

市の指示がある場合は、工事に関する写真を提出しなければならない。

### ④近接構造物に対する処置

施工位置に並行又は横断するガス管、水道管等の地下埋設物及び建物、その他の近接構造物について、損傷のないよう十分に注意し、必要により堅固な防護を行うこと。

## (5) 排水設備等工事完了、公共ます交換等完了及び公共下水道使用開始届の提出

指定業者は、その工事が完了したときは、工事が完了した日から5日以内に必要な書類を添付した排水設備工事等完了及び公共下水道使用開始届（様式第3号）を提出しなければならない。

## (6) 完了検査

検査時には責任技術者が立ち会うこと。

## 確認申請書の提出時まで提出する書類

| 提出書類 |         | 部数 | 備考        |
|------|---------|----|-----------|
| ①    | 納税調査同意書 | 1  | 融資あっせん希望者 |

## 確認申請書の提出

| 提出書類        |                                  | 部数 | 備考                          |
|-------------|----------------------------------|----|-----------------------------|
| ①           | 排水設備等工事計画確認申請及び公共ます交換等申請書        | 2  | 副本はコピーで可                    |
| ②           | 申請地付近の見取り図                       | 1  | 最終くみ取り申込書を提出する場合は2部必要       |
| ③           | 排水設備工事計画平面図                      | 2  | 副本はコピーで可                    |
| 必要あれば提出する書類 |                                  | 部数 | 備考                          |
| ①           | 除害施設、ポンプ施設等の構造、能力、形状及び寸法等を表示した図書 | 1  | 除害施設、ポンプ施設等を設けるとき、又は既に有するとき |
| ②           | 最終くみ取り申込書                        | 1  |                             |
| ③           | その他、市が必要と認める書類                   | 1  | 市から指示があった場合のみ               |

※ 最終くみ取り申込書については、くみ取り希望日から数えて、くみ取り業者の4営業日前までに河内長野市上下水道部下水道課まで提出すること。

（ただし、単独浄化槽50人槽及び合併浄化槽10人槽以上については、くみ取り業者との日程調整が必要。）

※ 公共汚水ますの交換や既設の汚水取付管の長さ調整（道路掘削等が不要な宅内部分に限る）を、排水設備等工事と同時にを行う場合、公共下水道施設施行承認申請書（様式第5号）の提出を省略することができる。

ただし、公共ます交換等有る場合は、排水設備工事計画平面図にその旨記入すること（排水設備等と公共ます交換等は別の平面図でも可）。このとき、平面図には公共汚水ますの放流方向（汚水取付管の接続方向）を必ず記入すること。

## 工事完了届の提出

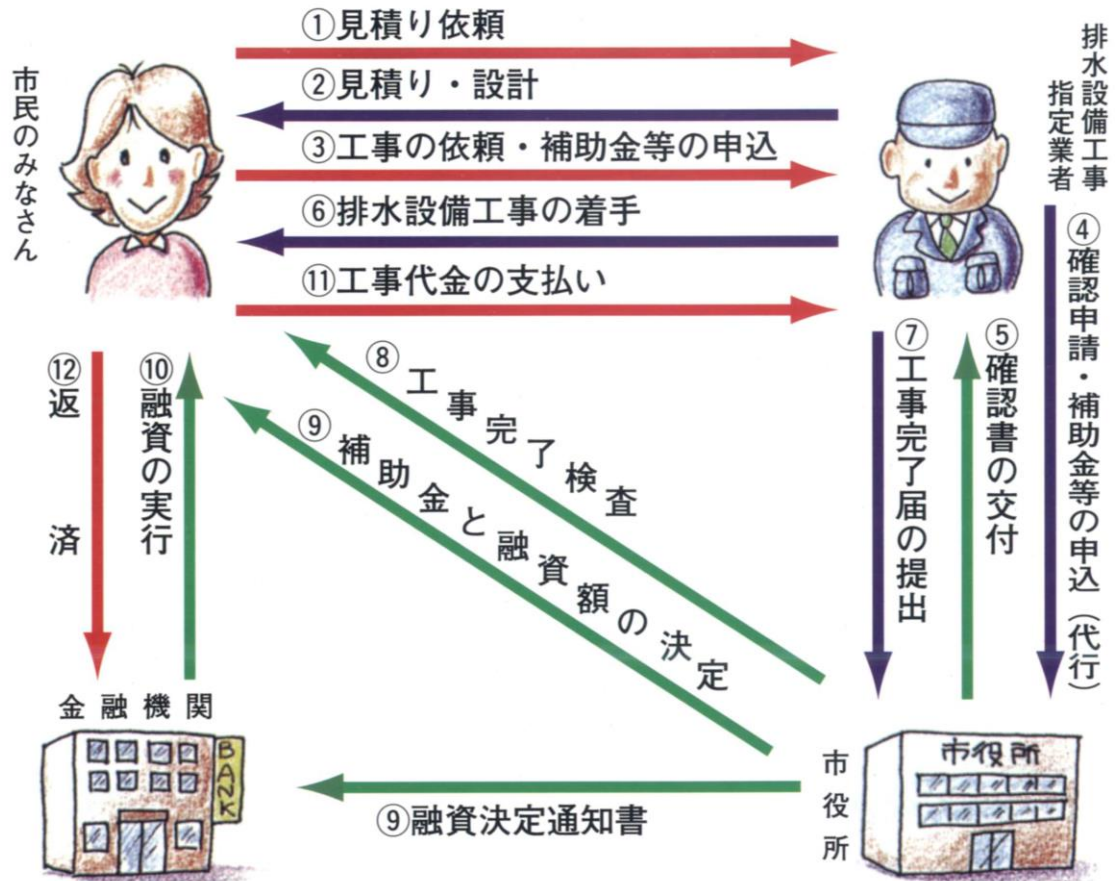
| 提出書類        |                                  | 部数 | 備考                          |
|-------------|----------------------------------|----|-----------------------------|
| ①           | 排水設備等工事完了及び公共下水道使用開始届            | 2  | 副本はコピーで可                    |
| ②           | 確認書の写し                           | 1  |                             |
| ③           | 申請地付近の見取り図                       | 1  |                             |
| ④           | 排水設備工事竣工平面図                      | 2  | 副本はコピーで可                    |
| 必要あれば提出する書類 |                                  | 部数 | 備考                          |
| ①           | 除害施設、ポンプ施設等の構造、能力、形状及び寸法等を表示した図書 | 1  | 除害施設、ポンプ施設等を設けるとき、又は既に有するとき |
| ②           | 水洗便所改造工事資金援助申請書                  | 1  | 工事資金補助金対象者<br>融資あっせん希望者     |
| ③           | 納税調査同意書                          | 1  | 工事資金補助金対象者                  |
| ④           | 水洗便所改造工事資金補助金請求書                 | 1  | 工事資金補助金対象者                  |
| ⑤           | 水洗便所改造工事資金融資申込書                  | 1  | 融資あっせんの希望者                  |
| ⑥           | 申込人・連帯保証人の印鑑証明書                  | 1  | 融資あっせんの希望者                  |
| ⑦           | 設計見積書<br>(工事資金援助対象者)             | 1  | 完了届に排水設備工事総額の記入がある場合は省略可    |
| ⑧           | その他、市が必要と認める書類                   | 1  | 市から指示があった場合のみ               |

※ 融資あっせんについて、融資機関は、融資を断る場合があることに注意すること（融資あっせんは、融資機関に対して市が希望者への融資をあっせんするものであるが、融資機関には独自の審査があるため。）。工事着手前に融資機関の審査を希望する場合は、市に相談すること（融資の審査には相当の期間が必要なことに注意すること。）。

## 改造工事の申込みから支払まで

### 排水設備工事・手続等の流れ

(融資あっせんを利用した場合を含む)



- ①市民のみなさんは、指定業者に工事の見積りを依頼します。
- ②指定業者は、現地調査、見積りをします。
- ③市民のみなさんは、指定業者を決定し、水洗化並びに排水設備工事を依頼します。
- ④指定業者は、排水設備工事計画確認申請書と援助申請書等の書類を提出します。  
——提出は指定業者が代行します。
- ⑤市は、申請書を審査のうえ確認書を交付します。
- ⑥確認書が交付されますと、指定業者が工事に着手します。
- ⑦工事が終われば、指定業者は市に完了届を提出します。
- ⑧市は、申請書のとおり工事が行われたか業者立会いのもと完了検査を行います。  
——検査済証（シール）を交付

## 2. 設計図の作成

設計図は、申請地付近の見取り図及び平面図とし、次のとおり作成しなければならない。

(1) 見取り図は、縮尺1500分の1程度とし、北が紙面の上方になるように書き、付近の主要建物等の目標物を記入すること。

(2) 平面図には表2・1、表2・2の記号により表示すること。なお、上記記号表に記載のないものは、「下水道施設計画・設計指針と解説」(社団法人日本下水道協会発行)を参考に記載すること。

(3) 平面図は、縮尺100分の1程度とし、次の事項を記載したものとする。

- ① 申請地付近の公共下水道施設の位置
- ② 申請地付近の道路の位置
- ③ 建築物内の水洗便所、浴室及びその他の汚水並びに雨水を排除する施設の位置
- ④ 排水管渠の配置、形状、寸法及び勾配(汚水は赤色、雨水は青色、既設管渠は黒色・点線)

※既設管渠の配置を必ず記載すること。

- ⑤ ます、マンホール、除害施設又はポンプ施設の位置
- ⑥ 他人の排水設備を使用するときは、その位置
- ⑦ その他下水道の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(4) その他の添付書類

- ① 除害施設を設ける場合は、その構造、能力、形状及び寸法を記入した図面を添付すること。
- ② ポンプ施設を設ける場合は、機種名、構造、能力等を記入した書類を添付すること。

表2・1

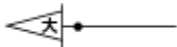
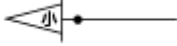
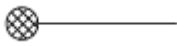
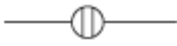
| 名 称          | 記 号                                                                                 | 備 考   | 名 称               | 記 号                                                                                   | 備 考                |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 大 便 器        |    | トラップ付 | 排 水 管             |    | 汚水：赤色<br>雨水：青色     |
| 小 便 器        |    | トラップ付 | 排 水 溝             |    | 青色                 |
| 浴 場          |    |       | 既 設 来 管           |    | 黒色                 |
| 流 し 類        |    |       | 汚 水 マ ス           |    | 丸ます（赤色）<br>角ます（赤色） |
| 洗 濯 機        |    |       | ドロップマス<br>（ 汚 水 ） |    | 丸ます（赤色）<br>角ます（赤色） |
| 手 洗 い 器<br>面 |    |       | 雨 水 マ ス           |    | 丸ます（青色）<br>角ます（青色） |
| 床 排 水 口      |   |       | ドロップマス<br>（ 雨 水 ） |   | 丸ます（青色）<br>角ます（青色） |
| ト ラ ッ プ      |  |       | トラップます            |  | 汚水：赤色<br>雨水：青色     |
| 掃 除 口        |  |       | 公共汚水マス            |  |                    |
| 露出掃除口        |  |       | 官民境界線             |  |                    |
| 阻 集 器        |  |       | 隣地境界線             |  |                    |
| 立 管          |  |       | 建 物 外 周           |  |                    |
| 浄 化 槽 跡      |  |       | 建物間仕切             |  |                    |

表2. 2

| 管 種         | 記号 | 管 種          | 記号 |
|-------------|----|--------------|----|
| 硬質塩化ビニル管（薄） | VU | 遠心力鉄筋コンクリート管 | HP |
| 硬質塩化ビニル管（厚） | VP | 鋼 管          | G  |



### 3. 平面図の作成基準

平面図は次の基準により作成すること。

#### (1) 記入方法

| 名 称                | 記 入 内 容                     | 記 入 例                   |
|--------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 排 水 管              | 路線番号・内径・管種・勾配・延長            | ① 100VU 2.0/100 4.0     |
| 汚 水 ま す            | ます番号・内径または内のり・深             | No.1 15×H30             |
| 雨 水 ま す            | ます番号・内径または内のり・深<br>(どろだめ深)  | No.1 15×H45(15)         |
| 排 水 渠<br>( U 型 溝 ) | 幅深・勾配・延長                    | U15 0.1/100 12.0        |
| ドロップます             | ます番号・内径または内のり・深<br>ドロップ形式・深 | No.1 15×H30<br>D-1 h=50 |

#### (2) 記入数値の単位及び端数処理

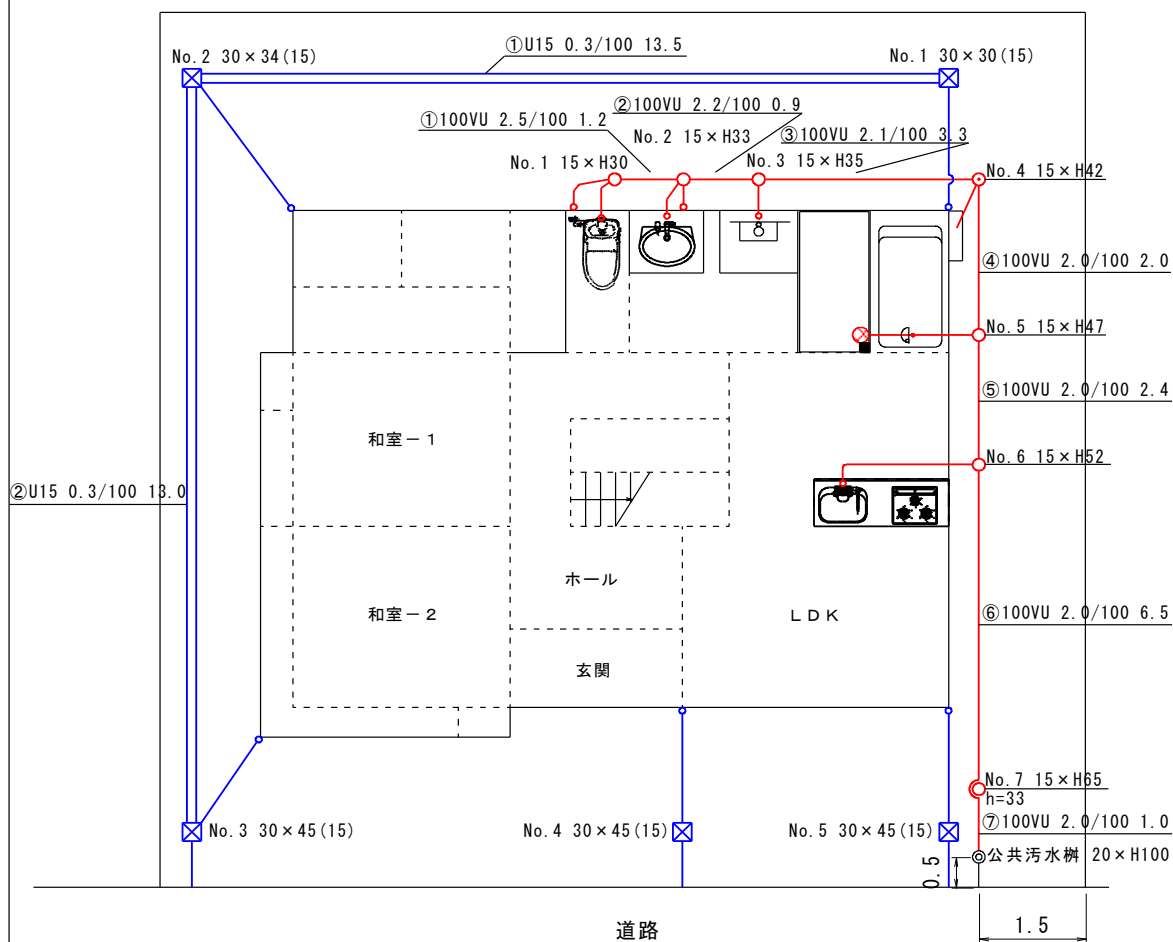
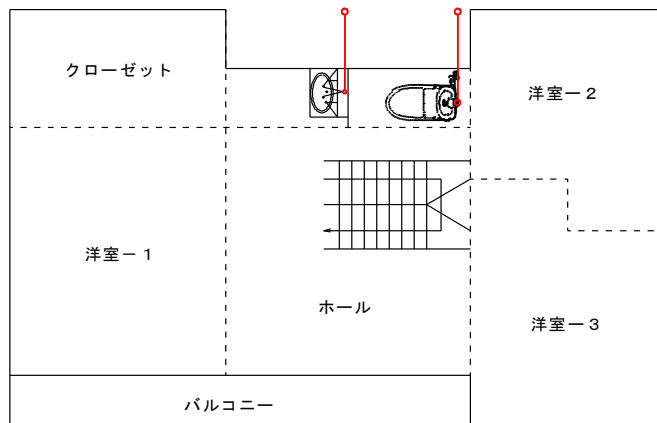
| 種 別                | 区 別                    | 単 位                | 記 入 数 値                       |
|--------------------|------------------------|--------------------|-------------------------------|
| 排 水 管              | 内 径<br>勾 延<br>配 長      | mm<br>0.0/100<br>m | —<br>小数点以下第1位まで<br>小数点以下第1位まで |
| 汚 水 ま す            | 内径・内のり<br>深            | cm<br>cm           | —<br>cm止め                     |
| 雨 水 ま す            | 内径・内のり<br>深<br>泥 だ め 深 | cm<br>cm<br>cm     | —<br>cm止め<br>cm止め             |
| 排 水 渠<br>( U 型 溝 ) | 内 径<br>勾 延<br>配 長      | cm<br>0.0/100<br>m | —<br>小数点以下第1位まで<br>小数点以下第1位まで |
| ドロップます             | 内径・内のり<br>深            | cm<br>cm           | —<br>cm止め                     |

## 4. 平面図の作成例

平面図

縮尺：S=1/100

(2階)



## 5. 排水管渠

### (1) 排水管渠の設計

排水管渠の設計については、次の各号によらなければならない。

①排水管渠は、耐圧性、耐久性のある材料を使用し、構造的に安定したものとする。

なお、円形の排水管の材料は、次表に掲げるものとする。

| 種 類          | 規 格          |
|--------------|--------------|
| 遠心力鉄筋コンクリート管 | J I S A 5303 |
| 配管用炭素鋼鋼管     | J I S G 3452 |
| ネジ込み式継手      | J I S B 2303 |
| 硬質塩化ビニル管     | J I S K 6741 |

②汚水及び雨水は、それぞれ別個の排水管で、ポンプ施設による圧送の他は、すべて自然流下により排水すること。

③汚水（冷却の用に供した水、その他の汚水で雨水と同程度清浄なものは除く。）を排水するときは、暗渠構造とすること。ただし、製造業の用に供する建築物内で、雨水混入のない場合においては、この限りではない。

④雨水を排水するときは、暗渠又は開渠構造とし、雨水渠、側溝その他雨水を排除する施設に接続すること。

⑤汚水排水管渠に対して雨水が流入しないように注意すること（特に、ガーデンパンやゴミ置き場等では、屋根等を設置し、雨水が入らない構造とすること。）。

⑥排水管渠の勾配は、むやみに変化させないこと。

⑦配管位置は、最短距離とすること。

⑧床下配管は、やむを得ない場合を除いて避けること。

⑨排水管渠は、不等沈下しないように必要に応じて防護すること。

⑩トイレ排水の起点には、ストレート又は45度曲りを使用すること。ただし、施工上やむを得ない場合には、90度曲りを使用してもよい。

## (2) 排水管渠の大きさ及び勾配

①排水管渠の内径及び勾配は、次の基準による。

| 排水人口（単位：人）  | 排水管の内径（単位：mm） | 勾 配        |
|-------------|---------------|------------|
| 150未満       | 100以上         | 100分の2.0以上 |
| 150以上 300未満 | 125以上         | 100分の1.7以上 |
| 300以上 500未満 | 150以上         | 100分の1.5以上 |
| 500以上       | 200以上         | 100分の1.2以上 |

②雨水管渠の内径及び勾配は、次の基準による。

| 排水面積（単位：㎡）   | 排水管の内径（単位：mm） | 勾 配        |
|--------------|---------------|------------|
| 200未満        | 100以上         | 100分の2.0以上 |
| 200以上 400未満  | 125以上         | 100分の1.7以上 |
| 400以上 600未満  | 150以上         | 100分の1.5以上 |
| 600以上 1500未満 | 200以上         | 100分の1.2以上 |
| 1500以上       | 250以上         | 100分の1.0以上 |

③枝管の内径

| 枝 管 の 種 類          | 枝管の内径（単位：mm） |
|--------------------|--------------|
| 小便器、手洗器及び洗面器接続管    | 50以上         |
| 浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管 | 75以上         |
| 大 便 器 接 続 管        |              |

④排水管渠を埋設する場合の土被りは、次の基準による。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

|              |             | 土 被 り   |
|--------------|-------------|---------|
| 建築物の敷地内（宅地内） |             | 20cm以上  |
| 建築物の敷地外      | 私 道 （ 歩 道 ） | 50cm以上  |
|              | 私 道 （ 車 道 ） | 100cm以上 |

## 6. ますの設置

### (1) 汚水ますの設置位置

- ①排水管の起点、合流点、屈曲点
- ②排水管の内径または排水管の種類が異なる箇所
- ③勾配が著しく変化する箇所
- ④排水管が直線であるとき、その長さが管径の 120 倍を超えない範囲において排水管の清掃上適当な箇所

### (2) 雨水ますの設置位置

- ①雨水を排除すべき管渠（開渠を除く）の始まる箇所（庭、泉水、雨樋、その他雨水が集水する箇所）
- ②その他汚水ます設置位置に準ずる

### (3) 防臭ますの設置位置

流し、洗濯場、浴室、その他下水を排除するにあたり防臭を必要とする箇所

### (4) ドロップますの設置位置

上下流の管底高に著しい落差がありインバートだけではこれを結ぶことができない箇所

### (5) 掃除口の設置位置

やむを得ない理由でますが設置できない箇所

## 7. 小口径ます

### (1) 小口径ます

塩ビ製小口径ますは、インバート、立ち上がり部（VU管）、ふたの3部材から構成される。

#### ①小口径ますの設置箇所

6項のます設置位置に準じる。

#### ②小口径ますの材質

材質は、硬質塩化ビニル製とする。

#### ③小口径ますの形状・大きさ

内径又は内径のり 150mm、200mmの円形とし、次表により接続する排水管の管径、ますの深さから定める。

| ますの内径又は内径のり (mm) | 深さ (mm) | 接合排水管内径 (mm) |
|------------------|---------|--------------|
| 150 (VU150)      | 80以下    | 100以下        |
| 200 (VU200)      | 100以下   | 150以下        |

#### ④小口径ますの構造

ア、ますの底部には一体に形成されたインバート部が設けられていること。

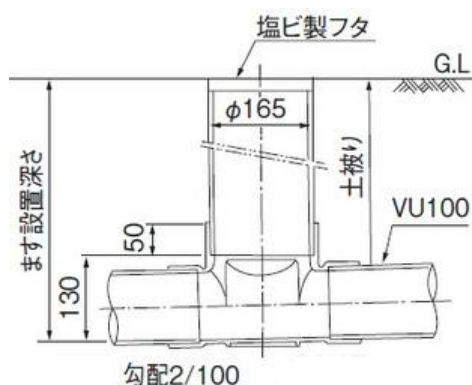
イ、ますのインバート部、流入側接続部及び流出側接続部には次表に規定する最小勾配が設けられていること。

| 管 径 | 勾 配        |
|-----|------------|
| 100 | 100分の2.0以上 |
| 125 | 100分の1.7以上 |
| 150 | 100分の1.5以上 |

ウ、排水管及び立ち上がり部とは、接着接合またはゴム輪接合ができる構造であること。

エ、ますの点検及び配水管の点検・維持管理が容易にできる構造であること。

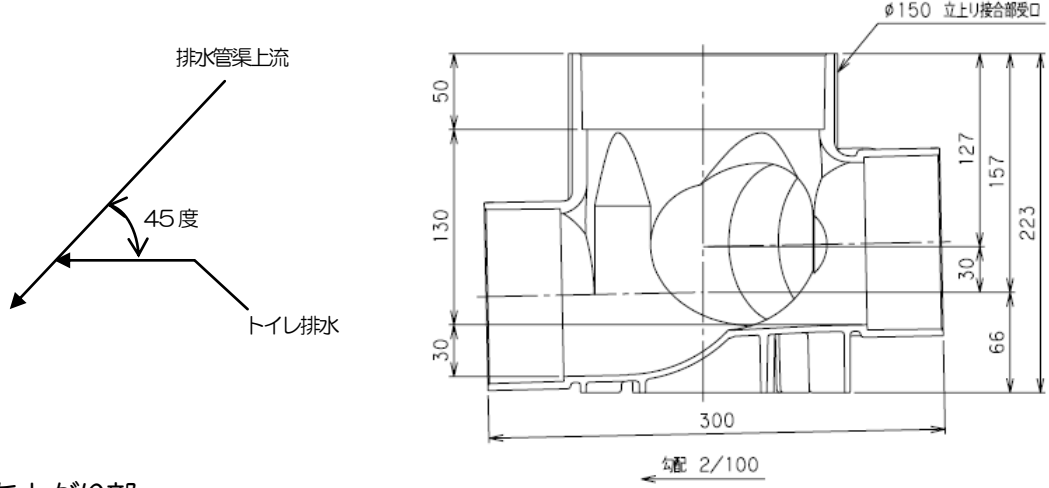
#### 【小口径ますの構造】



オ、トイレ排水の合流点には汚水の逆流を防止するため、45 度合流段差付の使用を標準とすること。ただし、施工上やむを得ない場合は、45 度合流を使用してもよい。

【施工例】

【45 度合流段差インバートの構造】



⑤立ち上がり部

立ち上がり部は、硬質塩化ビニル管（VU管）とする。  
ますの深さは立ち上がり部の長さにより調整する。

⑥ふた

- ア、堅固で耐久性のある材質の密閉ふたとし、器具により容易に開閉できる方式のものとする。
- イ、ふたの表面には、滑り防止の凸凹模様を設けるものとし、その用途を表す文字等を明確に成形表示すること。
- ウ、小口径ますの天端は、原則として地表面と同一にすること。
- エ、駐車場等で総重量2トンを超える車両が通行する場所及び不特定多数の車両が進入する場所には防護ふたを使用する。防護ふた内に使用する内ふたは、把手付き密閉ふたを使用すること。

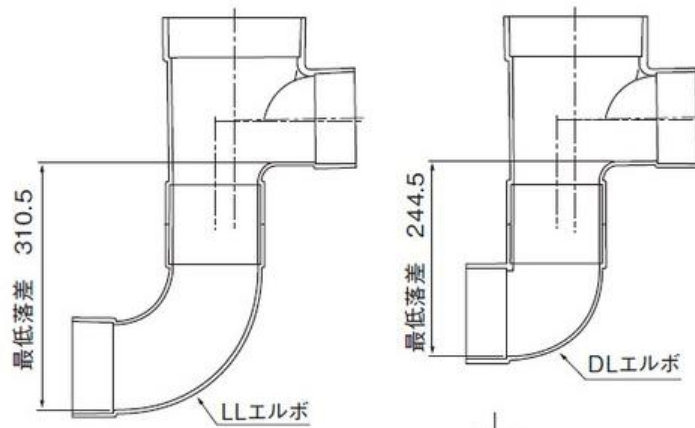
| 種 類  | 使 用 場 所                 |
|------|-------------------------|
| T-25 | 総重量14トンを超える大型車両が通過する場所  |
| T-14 | 総重量14トンを超える大型車両が通過しない場所 |
| T-8  | 総重量8トンを超える大型車両が通過しない場所  |

## (2) 小口径ドロップます

上流、下流の排水管の落差が大きい場合は、小口径ドロップますを使用する。

小口径ドロップますの下部には大曲エルボ（LL エルボ）又は45度エルボ2個を使用する。90度エルボ（DL エルボ）は極力使用しないこと。

【小口径ドロップますの構造】



## (3) 小口径トラップます

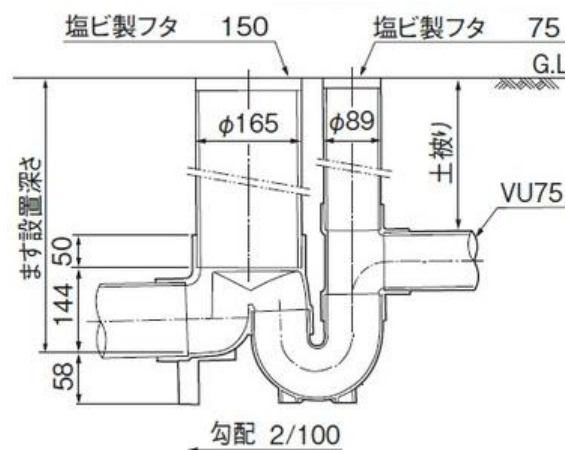
悪臭防止のためには器具トラップの設置を原則とするが、概設の衛生器具等にトラップの取付が技術的に困難な場合は、小口径トラップますを設置する。

なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。

トラップますのトラップの封水深は5～10cmとし、トラップ口径は75mm以上とする。

また、トラップますのトラップ流入口には掃除口を設ける。

【小口径トラップますの構造】





## 8. 公共汚水ますと排水管との接続

公共汚水ますの深さは、その土地建物の状況により異なるが約0.6～1.2mの範囲である。

- (1) 公共汚水ますと排水管との接続は、ますの底部に取り付けることを原則とする。
- (2) 他埋設物との関係等でやむをえず公共汚水ますの底部に取り付けができない場合には、副管取り付けによって汚水が取付管に円滑に流入するように施工すること（事前に下水道課と協議を行うこと。）。

## 9. 改造工事の便槽処理その他

### (1) 便槽処理

くみ取り便所の便槽は、次の各号の定めるところにより処分しなければならない。

- ① 既設くみ取り便所の便槽に貯留されたし尿は、前もって処分してもらうこと（最終くみ取り申込書を下水道課に提出）。工事着手時の少量のし尿は、適当な量の水で希釈し、公共ますへ投入処理すること。
- ② 便槽の底は、取り壊すこと。
- ③ 便槽の埋戻しは、良質土砂をもって厚さ20 cm毎によく締め固め、後日、便器、床コンクリート、タイル等の沈下がないよう留意しなければならない。
- ④ 埋土の仕上げ高さは、建築物のコンクリートまたはレンガ基礎の天端に合わせ、腐敗防止のため木材等の土台に接触させないこと。
- ⑤ 便槽処理の後は、便所床工事を次の事項に留意して施工しなければならない。
  - ア、埋土を十分に締め固めた後、厚さ6 cmのコンクリートを打設すること。
  - イ、コンクリート硬化後、厚さ2 cmのモルタルを塗り金こて仕上げをすること。ただし、タイル張り仕上げをする場合はこの限りでない。

### (2) 浄化槽切替え工事の注意事項

- ① 旧浄化槽の清掃、埋土、とりこわし等については、施主の希望によりこれを行うこと。
- ② 旧浄化槽の底は、一ヶ所以上とりこわし、槽内に水が溜まる恐れのないようにすること。
- ③ 旧浄化槽の埋土に際しては、良質土を用い沈下の生じないようにすること。
- ④ 雑排水は、必ず污水管へ切り替えること。

## 10. 除害施設等

### (1) 除害施設等の意義

公共下水道（汚水）は、汚水を管渠やポンプ場によって処理場に運び、法第8条の一定の水質基準にまで処理してから河川等に放流されるものである。

しかし、処理場で処理されるものにも限りがあり、汚水には下水道施設の損傷、処理場の処理が困難、あるいは処理できないという物質を含むことがある。

たとえば飲食店等で油脂類や浮遊物を含有する排水は管渠を閉塞する原因となることがあるし、酸及びアルカリ廃液は、管渠、マンホール、処理場施設等の構造物を腐食させることがある。シアンのような有害物を含む排水は処理場の下水処理を妨げ、ときには処理機能を停止させるということもある。

したがって、下水道を効果的に利用するためには、公共下水道（汚水）に受け入れる以前に、その障害を除去するため、あらかじめ除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を法及び条例で規定している。

### (2) 除害施設の設置等

除害施設の設置等については、市ホームページに掲載している「排水規制と下水道」を参照して行うこと。

# I. 河内長野市下水道条例

## 《一部附友粹》

### (排水設備等の計画の確認)

第 6 条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

### (排水設備等の工事の検査)

第 7 条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から 5 日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、管理者が定める検査済証を交付するものとする。

### (排水設備等の工事の実施)

第 8 条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)の設計及び施工は、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として次条の規定により指定した排水設備工事指定業者(以下「指定業者」という。)の監理の下において施行しなければならない。

2 前項の工事に使用する材料について、管理者が必要と認めるときは、検査をすることができる。

### (指定業者及び責任技術者)

第 9 条 指定業者は、次の各号に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づいて管理者が指定する。

- (1) 大阪府内に営業所を有すること。
- (2) 専属の責任技術者を有すること。

- (3) 前各号のほか、管理者が必要と認める条件を有すること。
- 2 管理者が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる条件を備えていない者でも、臨時に指定することができる。
- 3 第1項に規定する指定の期間は、別に管理者が定める。
- 4 管理者は、指定業者として指定を行った者に対し、証書を交付するものとする。
- 5 前項の規定による証書の交付を受けた指定業者は、管理者が定めた事項に該当するときは、証書の再交付を受けるものとする。
- 6 指定業者は、第3項の指定期間満了後も引き続き指定業者としての指定を受けようとするときは、管理者に指定の更新を申請しなければならない。
- 7 責任技術者は、大阪府下水道協会（以下「協会」という。）が実施する試験に合格し、又は更新講習を修了した者で、協会から登録を受けた者でなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、指定業者及び責任技術者に関する事項は、別に管理者が定める。

（手数料）

第10条 前条第1項及び第2項に規定する指定及び同条第6項に規定する指定の更新並びに同条第5項に規定する証書の再交付については、次の各号に定める手数料を徴収する。

- (1) 指定及び更新手数料 1件につき 10,000円
- (2) 証書再交付手数料 1件につき 2,000円

（罰則）

第34条 次の各号に掲げる者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (2) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (3) 第8条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (4)～(8) 略

## Ⅱ. 河内長野市排水設備工事指定業者及び責任技術者に関する規程

### 《一部附友料》

#### (指定基準)

第2条 条例第9条第1項第3号に規定する条件は、次に定める事項とする。

- (1) 排水設備工事を業とするものであること。
- (2) 排水設備工事に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 営業所に1人以上の常勤の従業員を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 第14条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ 他の市町村において指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

カ 他の市町村において現に指定の効力を停止されている者

キ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 暴力団員（河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）

ケ 法人であって、その役員のうちにアからクまでのいずれかに該当する者があるもの  
(指定の時期)

第3条 指定業者の指定は、随時これを行う。

#### (指定の期間)

第4条 条例第9条第3項に規定する指定の期間は、5年とする。ただし、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、初回の指定の期間に限り、短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる指定の期間は、それぞれ当該各号に定める

期間とする。

(1) 相続があったとき 被相続人の指定期間の残存期間

(2) 個人営業者が法人を設立し、これに営業を譲渡して当該法人の代表取締役又は代表社員に就任し、現にその任にあるとき 個人営業者の指定期間の残存期間

(3) 法人の合併、分割又は組織変更があり、合併前、分割前又は組織変更前（この号において「合併前等」という。）の法人の営業を承継したとき 合併前等の法人の指定期間の残存期間

（指定及び証書の交付等）

第6条 管理者は、条例第9条第1項の規定による指定をしたときは、当該指定の申請をした者に対し排水設備工事指定業者証書（様式第2号）（以下「証書」という。）を交付する。

2 管理者は、条例第9条第1項の申請に基づき、審査のうえ当該指定の申請をした者を指定しなかったときは、その者に排水設備工事指定業者不適合決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 条例第9条第5項に規定する証書の再交付について、次の各号のいずれかに該当するときは、指定業者は、排水設備工事指定業者証書再交付申請書（様式第4号）により申請し、再交付を受けるものとする。

(1) 証書を滅失したとき。

(2) 証書の記載事項のうち、指定業者に関する内容について変更があったとき。

（営業所の移転等の届出）

第7条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に、管理者に届け出なければならない。

(1) 営業所を移転するとき。

(2) 営業所を譲渡するとき。

(3) 責任技術者に異動があるとき。

2 前項第3号の場合においては、管理者が特別の事由があると認めるときは、異動前の責任技術者が自ら届出をし、又は異動後において届出をすることができる。

3 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 条例第9条第1項に規定する条件を欠いたとき。

(2) 商号(法人である場合には、その名称)に異動があったとき。

(3) 法人である場合には、その役員に異動があったとき。

(指定業者の責務及び遵守事項)

第8条 指定業者は、下水道に関する法令並びに条例、条例の施行のための上下水道事業管理規程（以下「施行規程」という。）及びこの規程を遵守するほか、次に掲げる義務を負わなければならない。

(1) 営業所の見やすい箇所に証書を掲げること。

(2) 工事又は修繕の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒否しないこと。

(3) 工事は、誠実かつ迅速に施行し、工事が完了したときは、直ちに、責任技術者の立会いの上、管理者の検査を受けること。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、責任技術者の立会いを省略することができる。

(4) 前号の検査の結果、工事が不完全と認められるときは、管理者が指定する期間内に改修すること。

(5) 検査に合格した日から1年以内に生じた故障については、無償で修繕すること。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失に基づく故障については、この限りでない。

(6) 反則工事の防止に協力すること。

(7) 災害時における復旧、漏水防止等のため管理者の要求があったときは、いつでも管理者に協力すること。

(8) 名義を貸与し、又は下請負人に工事を施行させないこと。

(9) 責任技術者その他の従業員の行為について責任を負うこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が指示する事項を遵守すること。

(指定の更新)

第9条 指定業者は、指定期間の満了後引き続き指定を受けようとするときは、指定期間満了の日前2月までに排水設備工事業者指定・更新申請書に第5条各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。この場合において、同条第1号に規定する書面には、直前1年間における営業実績の概要を記載するものとする。

(更新の拒否)

第10条 管理者は、前条の規定により申請する指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の更新を拒否することができる。

- (1) 申請前1年以上業務を行っていないとき。
- (2) 営業実績が不良であって、将来その改善の見込みがないと認めるとき。
- (3) その他管理者が不適当と認める事由があるとき。

(責任技術者証)

第12条 責任技術者は、工事施行の際常に責任技術者証を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(監督)

第13条 管理者は、必要に応じ指定業者の営業状態、帳簿、工事材料等について監督する。

(指定の取消し等)

第14条 指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止させることができる。

- (1) 条例第9条第1項に規定する条件を欠くとき。
- (2) 第5条の排水設備工事業者指定・更新申請書及びこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして指定を受けたとき。
- (3) 第8条の規定に違反したとき。
- (4) 不当に高い工事費を要求し、かつ、受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定業者として不都合な行為があったとき。

2 指定業者は、前項の規定により指定を取り消され、又は効力を停止されたときは、直ちに、証書を管理者に返還しなければならない。

3 管理者は、第1項の規定により指定を取り消し、又は効力を停止させたときは、その旨を当該指定業者に通知するものとする。

(責任技術者の登録の取消し等)

第15条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について大阪府下水道協会に求めることができる。

- (1) 下水道に関する法令、条例、施行規程及びこの規程に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、責任技術者として不適当と管理者が認めるとき。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。